

資 料 編

- 1 世界文化自由都市宣言
- 2 京都市の友好交流都市（姉妹都市・パートナーシティ）一覧
- 3 世界歴史都市連盟会員都市一覧
- 4 京都市における外国籍市民の状況
- 5 京都市における留学生の状況
- 6 「京都市内学校・各種団体の姉妹提携等アンケート調査」結果概要
- 7 「平成24年度第2回市政総合アンケート調査「京都市の国際化」」結果概要
- 8 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例。
京都市国際化推進プラン点検委員会規則
- 9 京都市国際化推進プラン中間見直し検討委員会委員名簿
- 10 京都市国際化推進プラン中間見直し経過

1 世界文化自由都市宣言

昭和 53 年(1978 年)10 月 15 日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

2 京都市の友好交流都市(姉妹都市・パートナーシティ)一覧

(平成26年(2014年)3月10日現在)

(1) 姉妹都市

都市名 国名 提携年月日	提携までのいきさつ
パリ フランス共和国 昭和33年(1958年) 6月15日	昭和32年(1957年)、市長が関西日仏学館教授に託したパリ市会議長宛の書簡の中で、提携の希望を表明したところ、翌年、パリ市会議長が入洛。同議長の帰国後、パリ市会理事部で両方の友情盟約締結が承認され、これを受け、京都市も京都・パリ友情盟約の成立を宣言した。
ボストン アメリカ合衆国 昭和34年(1959年) 6月24日	昭和32年(1957年)、市長が駐日アメリカ大使を訪問し、ボストンとの提携希望と協力を要請し、更にサンディエゴ市で開催された第4回日米市長・商工会議所会頭会議に出席する京都市代表団に、ボストン市長宛書簡を託した。昭和34年(1959年)、市長がボストンを訪問し、正式調印した。
ケルン ドイツ連邦共和国 昭和38年(1963年) 5月29日	昭和33年(1958年)、駐日ドイツ大使が入洛の際、ドイツの都市との姉妹都市提携が話題にのぼり、翌年の市長のケルン訪問を契機に、昭和37年(1962年)、京都市がケルンとの姉妹都市提携の意思を表明、同時にケルン市からも非公式に申し入れがあった。昭和38年(1963年)、駐日ドイツ大使がケルン市の都市提携文書を京都市に伝達し、ケルンでの姉妹都市提携式典に市長が出席した。
フィレンツェ イタリア共和国 昭和40年(1965年) 9月22日	昭和34年(1959年)、駐日イタリア大使が入洛、市長との懇談でフィレンツェとの姉妹都市の話が芽生えた。同年、市長がフィレンツェを訪れ、深い感銘を受け、帰国。昭和38年(1963年)、フィレンツェとの姉妹都市提携について京都市会の了承を得た。昭和40年(1965年)、フィレンツェ市参事会が締結に賛同し、両市で姉妹都市提携式典が挙行された。
キエフ ウクライナ 昭和46年(1971年) 9月7日	昭和33年(1958年)、駐日ソ連大使が入洛の際、市長にキエフとの提携を提案、翌年キエフ市長から書簡で正式に申し入れがあった。その後、約10年間にわたって、各界で親善交流が行われ、友好関係を促進、キエフ市長の京都訪問もあって更に機運が高まった。昭和46年(1971年)、市長がキエフを訪問し、姉妹都市結成宣言を行った。
西安 中華人民共和国 昭和49年(1974年) 5月10日	昭和47年(1972年)、駐日備忘録貿易弁事処が入洛の際、市長との懇談の中で、西安市との友好提携が話題になり、翌年、市長から中日友好協会会長宛韓旋依頼の親書を送った。昭和48年(1973年)、市長訪中の際、李先念副首相との会談で、京都・友好都市結成の合意に達した。翌年、市長を団長とする京都市友好訪中代表団が西安市を訪問、友好都市結成を宣言した。
グアダラハラ メキシコ合衆国 昭和55年(1980年) 10月20日	昭和53年(1978年)、メキシコ姉妹都市国際委員会事務局長から国際親善都市連盟事務局長にグアダラハラ市と京都市の姉妹都市提携を希望する書簡が届きその後、駐日メキシコ大使も数回京都市を訪問し、姉妹都市提携を申し出た。さらに、グアダラハラ市議会から姉妹都市提携決議文が届き、ハリスコ州知事、駐日メキシコ大使が入洛し、提携実現と市長の訪問を強く要請した。昭和55年(1980年)、市長が招聘に応じ、グアダラハラ市長の出席のもと、京都市において姉妹都市盟約調印式が行われた。

ザグレブ クロアチア共和国 昭和56年(1981年) 10月22日	昭和41年(1966年)から、代々の駐日ユーゴスラビア大使が京都市とザグレブ市の姉妹都市提携について提言した。その間、人的・文化的交流を中心に友好を深め、昭和50年(1975年)、京都市とザグレブ市が友好協定に署名、昭和56年(1981年)の市長のザグレブ訪問により、姉妹都市提携が実現した。
ブラハ チェコ共和国 平成8年(1996年) 4月15日	昭和35年(1960年)以来、ブラハ側から姉妹都市の申し入れがあったが、平成3年(1991年)から、チェコスロバキア大統領・ブラハ市長の入洛、市長のブラハ訪問などの機会の他、毎年のようにブラハ側から申し入れがなされるようになった。平成6年(1994年)、京都で開催された世界歴史都市会議を契機に今後の交流の可能性について検討した結果、京都市は姉妹都市の申し入れを受諾することとし、その後の両市の代表団による事前の協議を経て、平成8年(1996年)、市長のほか市会議長、市議らがブラハを訪問し、姉妹都市盟約調印式が行われた。

(2) パートナーシティ

都市名 国名 提携年月日	提携分野	提携までのいきさつ
晋州(チンジュ) 大韓民国 平成11年(1999年) 4月27日	学術・教育	かねてから隣国である韓国の都市との提携を希望していた京都市は、京都芸術短期大学(現在の京都造形芸術大学)や財団法人京都市国際交流協会(現在は公益財団法人)が、青少年・学生の相互訪問、ホームステイ等の交流を行っている晋州市と、学術・教育の分野でのパートナーシティ提携について協議を進め、平成11年(1999年)、提携を行った。
コンヤ トルコ共和国 平成21年(2009年) 12月12日	文化・芸術	平成20年(2008年)、コンヤ市で第11回世界歴史都市会議が開催されたことを契機に、同市との間で都市間交流について協議を行い、平成21年(2009年)、京都市長がコンヤ市を訪問し、コンヤ市長とパートナーシティ提携書の調印を行った。
青島(チンタオ) 中華人民共和国 平成24年(2012年) 8月26日	経済・環境・文化・スポーツ・教育	平成22年(2010年)、青島市長から友好都市提携の要請があったことを契機に、両市間の協議が始まった。その後、両市の市民交流が活発となるなか、平成24年(2012年)、京都市長が京都青島市民交流会とともに青島市を訪問し、青島市長とパートナーシティ提携書の調印を行った。
フエ ベトナム社会主義共和国 平成25年(2013年) 2月20日	学術・教育・福祉	平成24年(2012年)、フエ市で第13回世界歴史都市会議が開催され、京都市長がフエ市長を表敬訪問した際、日越外交関係樹立40周年にあたる平成25年(2013年)に合せてパートナーシティ提携を目指すことについて両市長で合意した。翌年、フエ市長の入洛に合わせて両市長間でパートナーシティ提携書の調印を行った。
イスタンブール トルコ共和国 平成25年(2013年) 6月14日	学術研究・教育	平成6年(1994年)、イスタンブール市が世界歴史都市連盟に加盟したことをきっかけに、両市間の交流が始まった。同志社大学や京都大学とイスタンブール市内の大学との学術研究・教育分野における交流が進展してきたことから、同市との間で協議を行い、平成25年(2013年)、京都市長がイスタンブール市を訪問し、イスタンブール市長とパートナーシティ提携書の調印を行った。

3 世界歴史都市連盟会員都市一覧

(平成26年(2014年)3月10日現在)

加盟都市	国名	加盟都市	国名
アクラ	ガーナ共和国	キエフ	ウクライナ
アレクサンドリア	エジプト・アラブ共和国	コンヤ	トルコ共和国
アルジェ	アルジェリア民主人民共和国	クタイシ	グルジア
アムステルダム	オランダ王国	京都	日本国
アンカラ	トルコ共和国	ラホール	パキスタン・イスラム共和国
安東	大韓民国	リュブリャナ	スロベニア共和国
アテネ	ギリシア共和国	リスボン	ポルトガル共和国
パート・イシュル	オーストリア共和国	リヴィウ	ウクライナ
バクダッド	イラク共和国	ルクソール	エジプト・アラブ共和国
バララット	オーストラリア連邦	ルーツィク	ウクライナ
バルセロナ	スペイン王国	メルボルン	オーストラリア連邦
ボルドー	フランス共和国	メキシコシティ	メキシコ合衆国
ボストン	アメリカ合衆国	ミンスク	ベラルーシ共和国
ブラチスラバ	スロバキア共和国	モンペリエ	フランス共和国
ブリュッセル	ベルギー王国	モントリオール	カナダ
ブダペスト	ハンガリー共和国	ムツヘタ	グルジア
ブルサ	トルコ共和国	南京	中華人民共和国
扶餘	大韓民国	那覇	日本国
ケープタウン	南アフリカ共和国	奈良	日本国
成都	中華人民共和国	ニコシア	キプロス共和国
カルタヘナ	コロンビア共和国	ニシュ	セルビア共和国
チェンマイ	タイ王国	ノーリッジ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国
チェルニブツィ	ウクライナ	ノウ・バ・ベ・ワ・ド・セル・ビ・ナ・ズ	オーストラリア連邦
ケルン	ドイツ連邦共和国	オデッサ	ウクライナ
コンスタンツァ	ルーマニア	オスマンガジ	トルコ共和国
コルドバ	スペイン王国	パリ	フランス共和国
クラクフ	ポーランド共和国	プラハ	チェコ共和国
クスコ	ペルー共和国	ケベック	カナダ
ディジョン	フランス共和国	リガ	ラトビア共和国
ダブリン	アイルランド	ローマ	イタリア共和国
エジンバラ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国	シャンルウルファ	トルコ共和国
フェズ	モロッコ王国	サンティアゴ・デ・コンポステラ	スペイン王国
フィレンツェ	イタリア共和国	サラエボ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ジュネーブ	スイス連邦	シエキ	アゼルバイジャン共和国
公州	大韓民国	ストラスブール	フランス共和国
グアダハラ	メキシコ合衆国	水原	大韓民国
慶州	大韓民国	台南	チャイニーズ・タイペイ
ハーグ	オランダ王国	タシケント	ウズベキスタン共和国
ハノイ	ベトナム社会主義共和国	テルメズ	ウズベキスタン共和国
ヘブロン	パレスチナ	チュニス	チュニジア共和国
ヘルシンボリ	スウェーデン王国	ウランバートル	モンゴル国
フエ	ベトナム社会主義共和国	ヴァラナシ	インド
ヤシ	ルーマニア	ヴェリコ・タルノボ	ブルガリア
イスファハン	イラン・イスラム共和国	ヴェネツィア	イタリア共和国
イスタンブール	トルコ共和国	ウィーン	オーストリア共和国
エルサレム	イスラエル国	西安	中華人民共和国
開城	朝鮮民主主義人民共和国	ヤンゴン	ミャンマー連邦共和国
鎌倉	日本国	揚州	中華人民共和国
金沢	日本国	ジョグジャカルタ	インドネシア共和国
カトマンズ	ネパール連邦民主共和国	ザグレブ	クロアチア共和国
カザン	ロシア連邦	鄭州	中華人民共和国

(102都市・61箇国・地域：アルファベット順)

【参考】役員都市

会長	京都市	理事	バララット市、慶州市、イスファハン市、コンヤ市、オデッサ市
副会長	西安市、ウィーン市	監事	奈良市

4 京都市における外国籍市民の状況

(1) 国籍別住民基本台帳登録者数（平成25年（2013年）12月末現在）

（単位：人）

国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国	21,637	アイルランド	19	エクアドル	3
中国	9,401	デンマーク	18	ウガンダ	3
朝鮮	1,806	オーストリア	18	イラク	3
米国	924	南アフリカ共和国	16	アルジェリア	3
フィリピン	863	ブルガリア	16	アイスランド	3
台湾	771	ノルウェー	14	レバノン	2
ベトナム	508	キルギス	14	ルクセンブルク	2
タイ	366	ナイジェリア	13	ヨルダン	2
フランス	357	アルゼンチン	13	モルドバ	2
英国	330	チェコ	12	ホンジュラス	2
インドネシア	285	シリア	12	パレスチナ	2
インド	220	ウズベキスタン	11	ニカラグア	2
カナダ	217	ケニア	10	トルクメニスタン	2
ネパール	215	ギリシャ	10	チュニジア	2
ドイツ	202	コンゴ民主共和国	9	セルビア・モンテネグロ	2
オーストラリア	200	ポルトガル	8	セネガル	2
ブラジル	145	ボリビア	8	スワジランド	2
ロシア	138	ジャマイカ	8	ジンバブエ	2
イタリア	111	ラオス	7	キューバ	2
マレーシア	100	チリ	7	キプロス	2
スウェーデン	82	コロンビア	7	ガボン	2
スペイン	73	ガーナ	7	エルサルバドル	2
エジプト	68	モロッコ	6	ウルグアイ	2
モンゴル	65	エチオピア	6	東ティモール	1
イラン	60	アゼルバイジャン	6	ラトビア	1
ペルー	57	リビア	5	モルディブ	1
ニュージーランド	57	マリ	5	マラウイ	1
メキシコ	52	ベラルーシ	5	ボツワナ	1
ミャンマー	48	トンガ	5	ベナン	1
バングラデシュ	46	セルビア	5	ブルネイ	1
シンガポール	38	スーダン	5	パプアニューギニア	1
フィンランド	36	クロアチア	5	ニジェール	1
ベルギー	31	グルジア	5	ドミニカ共和国	1
スイス	31	リトアニア	4	タンザニア	1
スリランカ	30	マダガスカル	4	ジブチ	1
オランダ	30	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	4	ザンビア	1
ルーマニア	29	パラグアイ	4	クウェート	1
パキスタン	29	バーレーン	4	グアテマラ	1
トルコ	28	スロバキア	4	ガンビア	1
イスラエル	27	カメルーン	4	カタール	1
カンボジア	26	カザフスタン	4	オマーン	1
ウクライナ	26	イエメン	4	アラブ首長国連邦	1
アフガニスタン	26	アンゴラ	4	無国籍・未確定	31
ハンガリー	25	ベネズエラ	3	合 計	40,323
ポーランド	23	ブルキナファソ	3		
サウジアラビア	19	スロベニア	3		

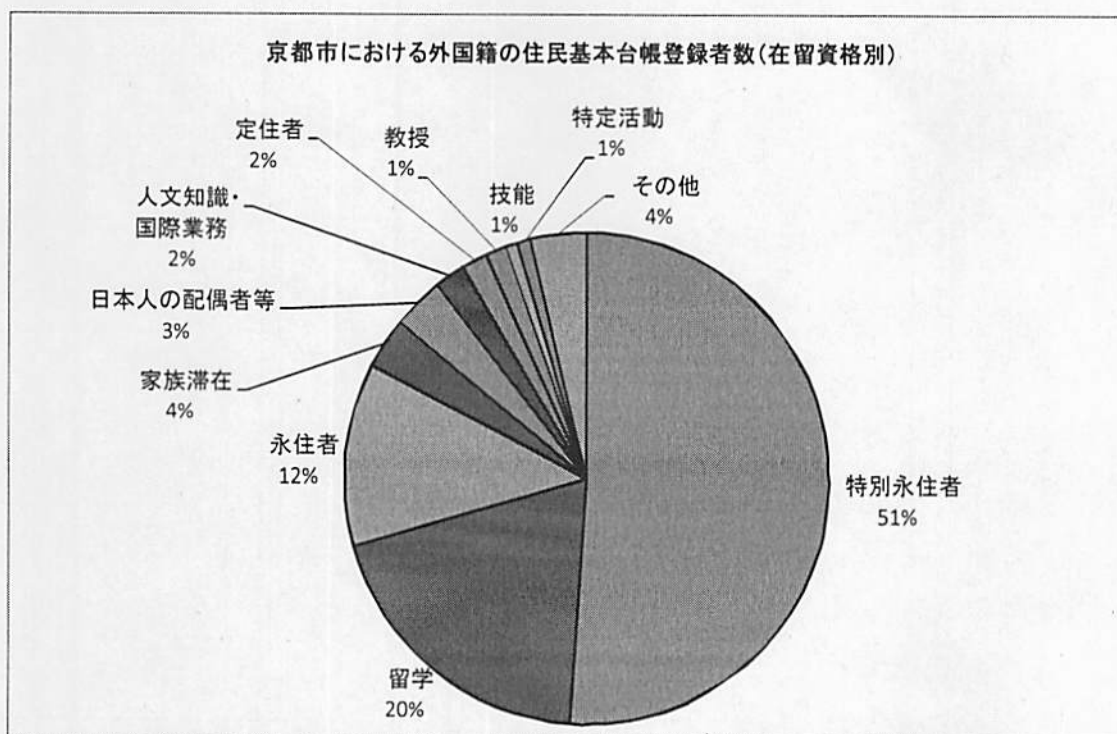
※「無国籍・未確定」について

日本で出生届が出され、在留資格を取得するまでの間にある子や、パスポート等、国籍を確認する書類をお持ちでない方など。

(2) 在留資格別住民基本台帳登録者数（平成25年（2013年）12月末現在）

（単位：人）

在留資格	人数
特別永住者	20,593
留学	7,883
永住者	4,836
家族滞在	1,366
日本人の配偶者等	1,352
人文知識・国際業務	842
定住者	674
教授	579
技能	320
特定活動	338
その他	1,540
総数	40,323



(3) 外国人登録者数、住民基本台帳登録者数の推移

(単位:人)

年		総数	韓国・朝鮮		中国		米国		フィリピン		～H20 英国 H21～ フランス		その他	
				割合		割合		割合		割合		割合		割合
H1	1989	42,762	37,206	87.0%	2,705	6.3%	931	2.2%	354	0.8%	237	0.6%	1,329	3.1%
H2	1990	42,917	37,020	86.3%	2,983	7.0%	964	2.2%	379	0.9%	227	0.5%	1,344	3.1%
H3	1991	43,669	37,024	84.8%	3,274	7.5%	1,000	2.3%	450	1.0%	253	0.6%	1,668	3.8%
H4	1992	44,423	36,780	82.8%	3,910	8.8%	1,032	2.3%	461	1.0%	278	0.6%	1,962	4.4%
H5	1993	44,309	36,315	82.0%	4,164	9.4%	995	2.2%	421	1.0%	295	0.7%	2,119	4.8%
H6	1994	44,299	35,773	80.8%	4,456	10.1%	957	2.2%	446	1.0%	240	0.5%	2,427	5.5%
H7	1995	43,941	35,493	80.8%	4,466	10.2%	863	2.0%	439	1.0%	303	0.7%	2,377	5.4%
H8	1996	43,565	34,914	80.1%	4,420	10.1%	921	2.1%	480	1.1%	302	0.7%	2,528	5.8%
H9	1997	43,390	34,393	79.3%	4,539	10.5%	951	2.2%	554	1.3%	319	0.7%	2,634	6.1%
H10	1998	43,126	33,686	78.1%	4,945	11.5%	966	2.2%	559	1.3%	317	0.7%	2,653	6.2%
H11	1999	42,769	33,112	77.4%	5,260	12.3%	905	2.1%	557	1.3%	309	0.7%	2,626	6.1%
H12	2000	42,755	32,427	75.8%	5,754	13.5%	916	2.1%	629	1.5%	343	0.8%	2,686	6.3%
H13	2001	43,514	31,800	73.1%	6,768	15.6%	959	2.2%	722	1.7%	339	0.8%	2,926	6.7%
H14	2002	43,699	31,107	71.2%	7,366	16.9%	989	2.3%	757	1.7%	336	0.8%	3,144	7.2%
H15	2003	43,603	30,021	68.9%	8,086	18.5%	1,020	2.3%	863	2.0%	350	0.8%	3,263	7.5%
H16	2004	42,897	29,044	67.7%	8,099	18.9%	1,008	2.3%	953	2.2%	351	0.8%	3,442	8.0%
H17	2005	42,618	28,426	66.7%	8,175	19.2%	1,051	2.5%	957	2.2%	354	0.8%	3,655	8.6%
H18	2006	42,258	27,695	65.5%	8,353	19.8%	1,083	2.6%	948	2.2%	354	0.8%	3,825	9.1%
H19	2007	41,463	26,874	64.8%	8,489	20.5%	1,022	2.5%	935	2.3%	332	0.8%	3,811	9.2%
H20	2008	41,123	26,272	63.9%	8,630	21.0%	1,000	2.4%	923	2.2%	315	0.8%	3,983	9.7%
H21	2009	41,295	25,742	62.3%	9,029	21.9%	1,026	2.5%	1,005	2.4%	335	0.8%	4,158	10.1%
H22	2010	41,289	25,207	61.1%	9,552	23.1%	976	2.4%	991	2.4%	349	0.8%	4,214	10.2%
H23	2011	41,200	24,716	60.0%	9,997	24.3%	965	2.3%	928	2.3%	364	0.9%	4,230	10.3%
H24	2012	40,676	24,003	59.0%	9,486	23.3%	951	2.3%	881	2.2%	358	0.9%	4,997	12.3%
H25	2013	40,323	23,443	58.1%	9,401	23.3%	924	2.3%	863	2.1%	357	0.9%	5,335	13.2%

※平成23年(2011年)までは外国人登録者数、平成24年(2012年)は住民基本台帳登録者数

※各年12月31日現在の登録者数

※平成23年(2011年)までは「中国」に台湾出身者を含んでいたが、平成24年(2012年)以降、台湾出身者の国籍は「台湾」として登録されている。

※「韓国・朝鮮」は「韓国」と「朝鮮」を合算した数字を記載(平成23年(2011年)までは、合算した「韓国・朝鮮」を外国人登録上の「国籍等」としていたため)。

5 京都市における留学生の状況

(1) 国籍別留学生数

(平成25年(2013年)5月1日現在 速報値)

国籍	総数	国籍	総数	国籍	総数
アジア(36箇国・地域)		中南米(14箇国)		アゼルバイジャン	
中国	3,459	ブラジル	23	グルジア	5
韓国	1,245	メキシコ	19	アイルランド	4
台湾	295	アルゼンチン	7	キルギス	4
タイ	150	ペルー	6	アイスランド	3
ベトナム	131	チリ	5	ポルトガル	3
インドネシア	109	コロンビア	4	ギリシャ	3
マレーシア	73	パラグアイ	3	スロバキア	3
インド	33	ベネズエラ	3	カザフスタン	3
バングラデシュ	30	エルサルバドル	2	トルクメニスタン	3
香港	30	ウルグアイ	2	ルーマニア	2
モンゴル	27	ボリビア	1	ラトビア	2
ミャンマー	25	エクアドル	1	マケドニア	2
イラン	22	グレナダ	1	チェコ	1
フィリピン	20	ハイチ	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
アフガニスタン	17	小計	78	キプロス	1
ネパール	15	太洋州(5箇国)		小計	480
シンガポール	12	オーストラリア	41	アフリカ(23箇国)	
カンボジア	9	ニュージーランド	8	エジプト	18
パキスタン	8	トンガ	4	ケニア	7
トルコ	8	パプアニューギニア	1	ウガンダ	7
シリア	7	ソロモン諸島	1	リビア	5
サウジアラビア	7	小計	55	モロッコ	4
スリランカ	6	ヨーロッパ(38箇国)		エチオピア	4
ラオス	6	ドイツ	79	スーダン	3
イスラエル	4	フランス	74	マダガスカル	3
イエメン	3	英国	46	コンゴ	3
イラク	2	フィンランド	30	ボツワナ	3
バーレーン	2	イタリア	27	チュニジア	2
ブルネイ	1	スペイン	22	ジンバブエ	2
東ティモール	1	スウェーデン	21	南アフリカ	2
レバノン	1	ロシア	19	ナイジェリア	1
ヨルダン	1	オランダ	15	ガーナ	1
クウェート	1	ハンガリー	12	ガボン	1
パレスチナ	1	ウクライナ	12	カメルーン	1
オマーン	1	ウズベキスタン	11	コートジボワール	1
その他(中近東地域)	1	ノルウェー	9	マラウイ	1
小計	5,763	スイス	9	スワジランド	1
北米(2箇国)		ポーランド	9	マリ	1
アメリカ	223	デンマーク	7	モザンビーク	1
カナダ	39	リトアニア	7	ジブチ	1
小計	262	ベルギー	6	小計	73
		オーストリア	5	合計	
		ブルガリア	5	(118箇国・地域)	
		ベラルーシ	5	6,711	
		クロアチア	5		

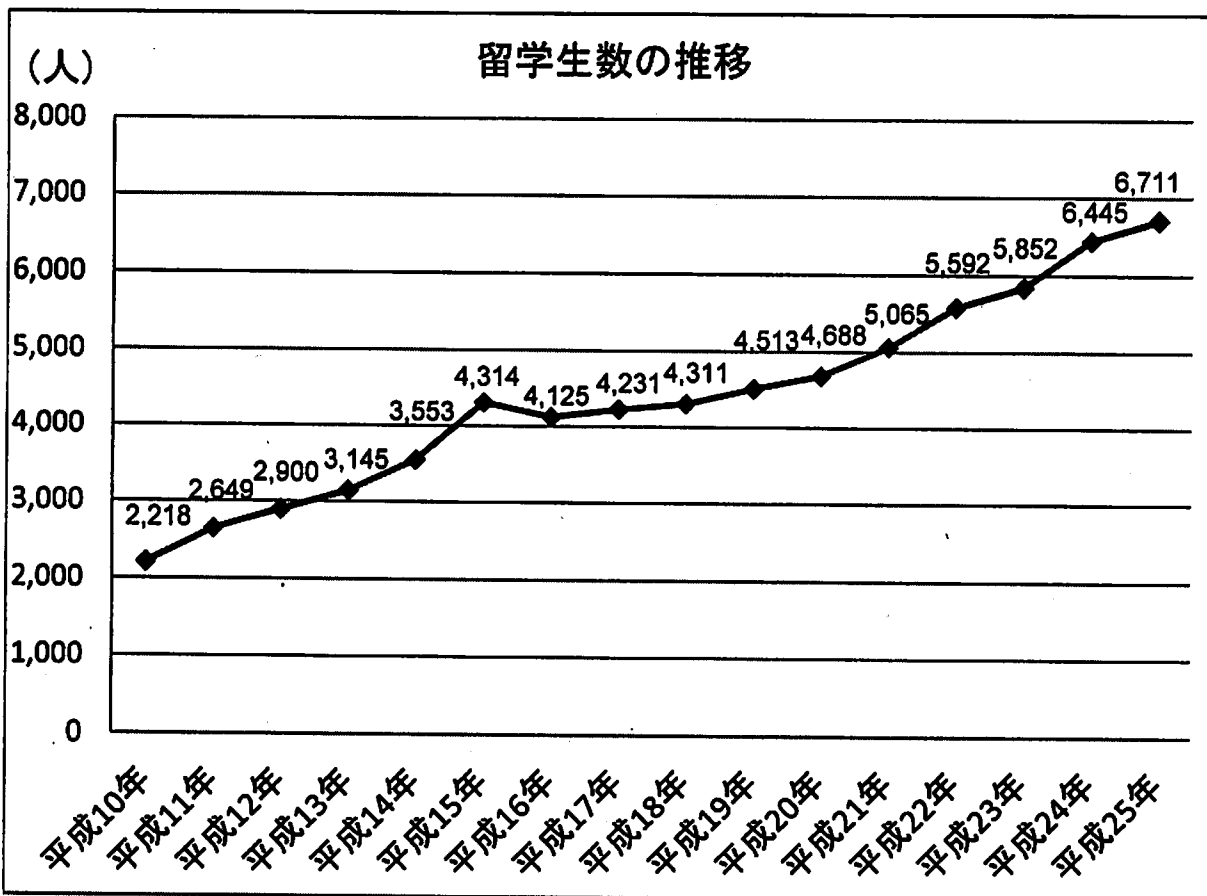
注) 京都地域留学生交流推進協議会集計。京都市内に本部がある大学・短期大学に在籍している留学生について集計

(2) 留学生数の推移

(各年5月1日現在)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
総数	2,218	2,649	2,900	3,145	3,553	4,314	4,125	4,231	4,311	4,513
国費留学生数	487	487	520	533	533	593	647	620	669	650
私費留学生数	1,731	2,162	2,380	2,612	3,020	3,721	3,478	3,611	3,642	3,863

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
総数	4,688	5,065	5,592	5,852	6,445	6,711
国費留学生数	695	712	813	791	733	755
私費留学生数	3,993	4,353	4,779	5,061	5,712	5,956



※平成25年の数値は速報値

6 「京都市内学校・各種団体の姉妹提携等アンケート調査」結果概要

平成25年(2013年)11月に、京都市内の幼稚園、小・中・高校、大学・短期大学をはじめ、経済団体、市民団体、文化団体等を対象に、海外の同種の団体との姉妹提携の状況を調査し集計したもの。

1 対象団体

	合計(A)	回答数(B)	回収率 (B/A) (%)
(1) 大学、専門学校等	78	43	55.1
ア 大学・短期大学・大学院大学	30	24	80.0
イ 専門学校・日本語学校	48	19	39.6
(2) 高等学校、中学校及び小学校等	352	177	50.3
ア 高等学校	53	27	50.9
イ 中学校	98	41	41.8
ウ 小学校	178	105	59.0
エ 幼稚園(市立)	16	2	12.5
オ その他(総合支援学校)	7	2	28.6
(3) 外国人学校・民族学校	3	2	66.7
(4) 経済団体	7	5	71.4
(5) 市民団体	405	141	34.8
ア 市民団体(下記を除く)	328	112	34.1
イ ライオンズクラブ	42	16	38.1
ウ ロータリークラブ	25	9	36.0
エ ソロプチミスト	8	2	25.0
オ ソンタクラブ	2	2	100.0
(6) 文化団体	148	51	34.5
合 計	993	419	42.2

2 大学・短期大学・大学院大学の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B) (%)
大学・短期大学・大学院大学	24	16	66.7

(内訳)

京都大学	569	京都女子大学	—
京都教育大学	7	京都精華大学	0
京都工芸繊維大学	55	京都造形芸術大学	—
京都市立芸術大学	13	京都橘大学	22
京都府立大学	13	京都ノートルダム女子大学	17
京都府立医科大学	—	京都薬科大学	0
池坊短期大学	0	種智院大学	0
大谷大学・大谷大学短期大学部	20	京都聖母学院短期大学	0
京都華頂大学・華頂短期大学	0	同志社大学	174
京都外国語大学	73	花園大学	4
京都経済短期大学	0	佛教大学	—
京都光華女子大学	8	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部	—
京都嵯峨芸術大学	5	立命館大学	405
京都産業大学	57	龍谷大学	82
京都情報大学院大学	—	総合研究大学院大学・国際日本研究専攻	0

3 専門学校・日本語学校の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B)(%)
専門学校・日本語学校	19	5	26.3

4 高等学校、中学校及び小学校等の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B)(%)
(1) 高等学校	27	11	40.7
(2) 中学校	41	7	17.1
(3) 小学校	105	8	7.6
(4) 幼稚園(市立)	2	0	0.0
(5) その他(総合支援学校)	2	0	0.0

5 外国人学校の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B)(%)
外国人学校	2	1	50.0

6 経済団体の姉妹提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B) (%)
経済団体	5	2	40.0

7 市民団体の姉妹提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B) (%)
(1) 市民団体（下記を除く）	112	28	25.0
(2) ライオンズクラブ	16	3	18.8
(3) ロータリークラブ	9	8	88.9
(4) ソロプチミスト	2	2	100.0
(5) ソンタクラブ	2	2	100.0

8 文化団体の姉妹提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B) (%)
文化団体	51	5	9.8

7 「平成24年度第2回市政総合アンケート調査「京都市の国際化」」

結果概要

1 調査概要

- (1) 調査テーマ 京都市の国際化
- (2) 調査目的 京都市の国際化推進施策に活かすため
- (3) 調査の方法等
 - ア 調査対象 20歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
 - イ 調査方法 回答用紙への記入方式（郵送）
 - ウ 実施言語 日本語、ルビ付き日本語、英語、中国語、ハングル
 - エ 調査期間 平成25年（2013年）1月17日（木）～平成25年（2013年）1月31日（木）
- オ 有効回収数 1,184（回収率 39.5%）
- (4) 調査結果 報告書を作成し情報公開コーナーで閲覧に供するとともに、京都市ホームページにおいて公開
- (5) 備 考 市政総合アンケート調査は、市政の重要課題に対し、市民の皆様の御意見やニーズを的確に把握し、市民感覚を市政に行き渡らせ、現地・現場主義で市民の皆様と共に汗する市政運営を進めるため、年2回、毎回3,000人の方を対象に実施

2 主な調査結果

国際交流・国際協力の経験や関心について・・・問1，問4

- これまで経験した国際交流・国際協力としては、約半数の方が「海外旅行」と回答され、次いで、「外国人の友人・知人がいる（いた）」（28.0%）、「外国語や外国文化を勉強」（19.3%）となりました。
- また、関心のある国際交流・国際協力としては、「外国語を学ぶ」と「外国の文化、習慣、伝統を知ることができる講座、イベントへの参加」と回答された方が約5割となりました。一方で、「外国からのホームステイの受入（ホストファミリー）」、「国際協力やボランティア活動（青年海外協力隊など）」への関心が低いことが分かりました。
- 外国語の勉強や外国文化の習得に関する経験や関心をお持ちの方が多いことが分かります。

京都市国際交流会館（kokoka）の認知度について・・・問2

- 京都市国際交流会館（kokoka）を「利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」と回答された方が、合わせて5割近くとなりました。
- 年代別では、「20歳代」の認知度が低く、一方で、「50歳代」、「60歳代」、「70歳代以上」の認知度が他の年代と比べて高いことが分かりました。

姉妹都市・パートナーシティの認知度について・・・問3

- 京都市の姉妹都市・パートナーシティを「知っている」と回答された方が4割以上、一方で、「知らない」と回答された方が5割以上となりました。
- 知っている京都市の姉妹都市・パートナーシティとしては、「パリ（フランス）」が8割以上と最も多く、次いで、「ボストン（アメリカ）」（52.9%）、「フィレンツェ（イタリア）」（37.5%）、「西安（中国）」（36.4%）の順となりました。また、「パリ（フランス）」は、性別、年代、職業に関係なく、京都市の姉妹都市・パートナーシティとして、最もよく知られている都市という結果となりました。

日本に住む外国籍の方や外国からの観光客との日常的な交流について・・・問5

- 日本に住む外国籍の方や外国からの観光客と「日常的な交流がない」と回答された方が8割以上となりました。一方で、「日常的な交流がある」と回答された方は1割程度となりました。なお、「ある」と回答した割合が最も高かったのは学生であり、4割近くでした。
- 「日常的な交流がある」と回答された方のうち、交流のなかで助けられたこと、生活にプラスであると感じたことが「ある」と回答された方が6割以上、交流のなかで困ったことが「ある」と回答された方が4割以上となりました。

多文化共生（外国籍市民等に期待すること、外国籍市民等が増えることへの評価）について・・・問6、7

- 地域での交流に関して、日本の文化や習慣を学ぶこと、地域住民とコミュニケーションをとること、地域活動への参加、外国の文化を地域に発信することなど、すべての項目において、半数以上の方が外国籍市民等に期待を持っていると回答されました。
- 外国籍市民等が増えることによる地域社会への影響として、「多様な文化、価値観の理解が進む」、「日本の文化や伝統を大切にしようとする気運が高まる」と感じる方が半数以上となりました。また、「コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる」と感じる方も4割以上となりました。
- 外国籍市民等へは、日本語や日本の文化を学ぶこと、日本の生活習慣を守ることに高い期待が寄せられる一方で、外国籍市民等が増えることで、地域社会においては、多様な文化や価値観の理解が進むと考える方が多いことが分かりました。

京都市が力を入れて取り組むべき国際化推進施策について・・・問8

- 「日本文化や美しい景観など京都らしさを守り育てること」、「案内標識、交通機関、公共施設、観光施設などにおいて、外国語の案内を増やすこと」、「外国への情報発信」、「外国からの観光客、留学生を増やすこと」といった取組を進めるべきだと思われ回答された方がそれぞれ7割を超えており、期待が大きいことが分かりました。

8 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

京都市条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の公布の日は、平成25年(2013年)11月15日である。)

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市町名、町界変更審議会条例
- (2) 京都市工場等集団化助成審議会条例
- (3) 京都市美観風致審議会条例
- (4) 京都市医療扶助審議会条例
- (5) 京都市特別職報酬等審議会条例
- (6) 京都市医療施設審議会条例
- (7) 京都市交通対策審議会条例
- (8) 京都市不動産評価委員会条例
- (9) 京都市住宅審議会条例
- (10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(関係条例の一部改正)

3 京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「審議会等」を「附属機関等」に改め、同条第1項本文中「審議会その他の」を削り、「附属機関」の右に「の会議」を加え、「これに類する合議体（以下

「審議会等」という。)の」を「市民、学識経験のある者等で構成する」に改め、同条第2項本文中「審議会等」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第8条第1項中「審議会等」を「附属機関」に、「を委嘱する」を「の委嘱等」に改め、同条第2項中「審議会等の委員を委嘱する」を「附属機関の委員の委嘱等」に、「審議会等の会議」を「前条第1項の会議」に改める。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

4 京都市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「審議会その他の」を削り、「これに類する合議体」を「市民、学識経験のある者等で構成する会議」に改める。

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。） に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄 のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

（委員の任期の特例）

- 6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

（秘密を守る義務に関する経過措置）

- 7 京都市不動産評価委員会の委員であった者については、この条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市国際化 推進プラン 点検委員会	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のための取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年

京都市国際化推進プラン点検委員会規則

京都市規則第125号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市国際化推進プラン点検委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 委員会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成25年(2013年)11月15日である。)

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の座長である者は、この規則の施行の日に委員会の座長として定められたものとみなす。

9 京都市国際化推進プラン中間見直し検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名
有田 典代	特別非営利活動法人関西国際交流団体協議会 理事
有馬 透	公益財団法人京都府国際センター 常務理事
アンドリュー・ホルバート	スタンフォード日本センター 前所長
上原 麻子	市民公募委員
糟谷 範子	京都市総合企画局国際化推進室長
柴田 重徳	公益財団法人京都市国際交流協会 専務理事
高田 光治	一般財団法人京都ユースホステル協会 統括部長兼 業務執行理事
福永 晃三	株式会社フクナガ 代表取締役会長 京都商工会議所 副会頭
藤本 英子	京都市立芸術大学 美術学部/大学院美術研究科 環 境デザイン研究室 教授
松尾 恵	MATSUO MEGUMI +VOICE GALLERY pfs/w 代表
松山 大耕	妙心寺 退蔵院 副住職
村上 公伸	京都府国際課長
横山 俊夫	国立大学法人滋賀大学 理事・副学長・附属図書館長
渡辺 毅	市民公募委員

※役職は平成26年(2014年)2月現在

10 京都市国際化推進プラン中間見直し経過

